

令和7年度（2025年度）半導体ベンチャー創出促進事業に係る イベント運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本業務の目的

本県では、半導体分野におけるベンチャー創出の機運醸成やベンチャー発掘に繋がる新たな取り組みとして、半導体を使ったデバイスやサービス、設計技術などをテーマに「半導体ベンチャー発掘コンテスト（仮称）」（以下、イベントという。）を開催する。イベントを継続的に開催することにより「半導体でベンチャーを起業するなら熊本」というイメージの定着を目指す。さらに、半導体ベンチャー企業の成長を支える支援体制を充実させ、一貫した支援を継続的に行うことで、半導体ベンチャー企業、研究者、ユーザー企業、投資家等の関心を集め、半導体ベンチャーが継続的に創出される地となることを目指す。

本業務は、協賛企業等獲得及びビジネス化支援体制構築業務受託者（別途契約締結）と連携しながら、イベントを適切に運営し、半導体ベンチャー創出の機運醸成を図ると共に半導体ベンチャーの創出と効果的な支援に繋げることを目的とする。

2 本業務の概要

（1）委託方法

公募型プロポーザルにより受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（2）本業務の内容

別紙「令和7年度（2025年度）半導体ベンチャー創出促進事業に係るイベント運営業務委託仕様書」のとおり。

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

（4）委託金額の上限

18,670千円

※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

3 契約締結までの流れ

令和7年（2025年）7月 1日（火曜日）	公募開始
7月11日（金曜日）正午	参加表明書提出期限
7月18日（金曜日）正午	質問受付期限
7月25日（金曜日）正午	企画提案書提出期限
7月31日（木曜日）	審査会
8月 1日（金曜日）	受託者決定
8月上旬	委託契約締結

4 担当部局

〒 8 6 2 - 8 5 7 0

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 - 1

熊本県商工労働部産業支援課半導体産学官連携プロジェクト班

電 話 : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 3 7 (直通)

E-mail : sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業所、または複数の事業所による連合体（コンソーシアム）とする。

- (1) 熊本県内に本店・支店または営業所等を有するなど、産業支援課と常に連携が取れる体制にある事業所であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (5) 参加表明書の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (8) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 複数の構成員からなるコンソーシアムで参加する場合、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員としての参加や構成員単独での参加といった重複参加をしないこと。

6 受託者の選定

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案書を公募し、提出された企画提案書の内容について、県の審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。
- (2) 県は、採用案を提案した者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

- (3) 契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (4) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (5) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要がある。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」と総称する。）を提出すること。

①提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

イ 添付書類

（ア）組織体制に関する書類

（イ）直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（ウ）定款の写し

（エ）事業所の履歴事項全部証明書

（オ）納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）

（カ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式2）

（キ）（コンソーシアムの場合のみ提出）構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和8年（2026年）3月31日まで熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する場合は、資格審査結果通知書の写しを提出することにより上記（イ）～（カ）の提出は不要となる。

②問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出部数

1部

④提出期限

令和7年（2025年）7月11日（金曜日）正午（必着）

※提出方法は、持参または郵送とし、期限まで必着すること。

⑤参加資格の決定及び通知

参加資格は、参加表明書等の提出期限日をもって確認するものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）をメールにより通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

①質問方法

質問は、質問書（別紙様式3）により電子メールで送信すること。

②質問受付

令和7年（2025年）7月18日（金曜日）正午までとする。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、企画提案書その他の必要書類（以下、「企画提案書等」と総称する。）を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 参考見積書・経費内訳書<様式任意>

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）※該当がある場合のみ提出

エ 別紙様式6に記載する添付書類 ※該当がある場合の提出

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内（別紙様式4は除く）にまとめること。

※参考見積書・経費内訳書には、人件費、賃借料、広報費など費目毎に分類し、単価、数量等の明細を盛り込むこと。

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出部数

正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキスまたはクリップ留めすること（ファイリング不可）。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

④提出期限

令和7年（2025年）7月25日（金曜日）正午（必着）

※提出方法は持参または郵送とし、期限までに必着すること。

⑤企画提案書に記載する内容

企画提案書に記載を求める内容は下記ア～カのとおりである。本事業の目的達成に寄与することが見込まれる取組み（手法・手段）があれば記載すること。

ア 実施計画・スケジュール

- ・コンテストの開催日程や会場の案
- ・本業務の全体スケジュール

イ コンテストのプログラム構成案

- ・コンテスト当日のプログラム構成案

ウ 広報活動

- ・コンテストを広く周知するために取り組む広報活動の内容
- ・コンテスト参加者の募集方法
- ・メディアを活用した事前広報・事後広報の発信

エ 応募者に対する伴走支援

- ・応募者の中から選考により選出されたファイナリストに対して、コンテスト当日までに実施する伴走支援の体制と内容

オ 運営体制・業務遂行能力

- ・運営体制と各担当の役割
- ・県の役割
- ・県、協賛企業等、審査員、応募者との連絡・調整の方法
- ・協賛企業等獲得及びビジネス支援体制構築業務受託者（別途契約締結）との連絡・調整の方法

カ 類似実績

- ・令和4年度～令和6年度の期間における類似業務の内容と実績

キ その他の提案

- ・別紙「令和7年度（2025年度）半導体ベンチャー創出促進事業に係るイベント運営業務委託仕様書」4（1）②記載の同時通訳対応が不要となった場合の委託料の活用方法

8 審査の実施

（1）プレゼンテーションの実施

①開催日程等

ア 日時

令和7年（2025年）7月31日（木曜日）午前

※時間については、各参加者に別途連絡する。

イ 場所

熊本県行政棟本館1301会議室

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき40分（最初の20分で提案内容の説明、その後残り20分で審査員による質疑）を予定。

エ プレゼンテーションの手法等

- ・ 司会の指示に従い、企画提案書の内容に沿って説明等を行うこと。オンライン会議ツール等を利用したりリモートでの説明は認めない。
- ・ 企画提案書は、審査員に事前配付するため、提出期限後の追加資料等の提出は認めない。
- ・ 企画提案内容をより分かりやすく説明するため、プレゼンテーションの際にパソコン及びディスプレイを使用する場合、**7月30日（水曜日）正午**までにパソコン及びディスプレイの使用について県担当部署に電子メールで申し出ること。なお、ディスプレイ及びHDMIケーブルについては、県担当部署で準備するが、それ以外に必要なもの（パソコン等）については、参加者が用意すること。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目

（105点満点）について、複数人の審査員による審査を行う。各審査員の審査項目評価点（100点）の合計と加点項目（5点）を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を受託候補者とする。

ただし、基準点を60点とし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が基準点に満たない場合は、採用しない。

なお、総合評価点と同点となった場合は、審査項目「コンテストのプログラム構成案」と「運営体制・業務遂行能力」の合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。

イ 審査項目

審査項目	審査基準	配点
実施計画・スケジュール (20点)	・事業計画（誰がいつまでに何をするか）は具体的で明確か	10
	・スケジュールは各工程の事務量を考慮した適切な期間が確保されているか	10
コンテストのプログラム構成案 (15点)	・プログラム構成案はコンテストの魅力向上、参加者の満足度向上及び集客に寄与するものとなっているか ・事業者の専門性・経験・ネットワークが活かされたプログラムとなっているか	15
広報活動 (15点)	・ターゲット層が明確でコンテストの知名度向上や応募者増が期待できるか	10
	・任意のメディアによる事前広報・事後広報による発信は効果的な内容となっているか	5
応募者に対する伴走支援 (15点)	・発表内容の完成度を高める支援内容となっているか ・事業者の専門性・経験・ネットワークが活かされた支援となっているか	10
	・半導体分野に知見のある人物を伴走支援体制に配置しているか	5
運営体制・業務遂行能力 (30点)	・運営体制は業務を遂行するにあたり十分な体制となっているか	10
	・役割分担は明確か	5
	・県の役割は妥当か	5
	・関係者とのスムーズな連携・情報共有が期待できるか	5
その他の提案 (5点)	・類似業務の実績は十分か	10
	・同時通訳対応が不要となった場合の委託料の活用方法は有効か	5
合計（点）		100

ウ 加点項目

事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）の内容に応じて下表のとおり加点する。

審査項目	審査基準	配点
働く環境の整備	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	2
多様な人材の活躍	・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
環境配慮	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。	1
その他の持続可能な社会の実現	・熊本県SDGs登録制度に登録、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
合計（点）		5

エ 審査結果の通知

後日、参加者に審査結果を書面で通知する。

9 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ①提出期限までに参加表明書等または企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ②参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③提出された参加表明証等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
- ④提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

- ⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- （3）県は、受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとするができる。
- （4）参加者が1者の場合であっても審査会を行う。その場合、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が基準点（60点）以上であれば、その1者を受託候補者とする。